

## 平成 24 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 24 年 5 月 29 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 24 年 5 月 29 日 (火) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 24 年 5 月 29 日(火) 午前 11 時 20 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10 名 欠席 1 名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	●
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	○
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員	議席番号	1 番 満 保 豊 2 番 黒 川 益 毅	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 総務係長	相 原 篤 生 菅 雅 彦	

## 平成24年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

1番 満 保 豊 君

2番 黒 川 益 毅 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、所有権移転の案件より説明申し上げます。

所有権移転総括表をご覧ください。

1件目は、 から に移転するものです。2件目は、 から に移転するものです。この案件については、3月の総会において諮られました。1筆もれておりました。なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

続きまして、利用権設定の案件について説明申し上げます。

利用権設定総括表をご覧ください。

1件目は、 から に貸し付けるものです。2件目は、 から に貸し付けるものです。3件目は、 から に貸し付けるものです。4件目は、 から に貸し付けるものです。5件目は、 から に貸し付けるものです。6件目は、 から に貸し付けるものです。7件目は、 から に貸し付けるものです。8件目は、 から に貸し付けるものです。9件目は、 から に貸し付けるものです。10件目は、 から に貸し付けるものです。11件目は、 から に貸し付けるものです。

1件目から6件目の案件は、賃貸借の期限が到来しておりこの度、契約を更新するものです。7件目から8件目の案件につきましては、利用権の設定をする者が になっておりますが、早急に から に されるという了承も得ているので、今回の案件に含みま

した。9件目から11件目の案件につきましては、新規の案件となっております。なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました3-1と3-2の所有権移転と、利用権設定の4-1から4-11までにおいて、質疑を行います。

全員 ありません

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

4-12の案件につきましては、 の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 12件目は、 から に貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-12において質疑を行います。

全員 ありません

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください次に、整理番号4-13から4-14について案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 13件目は、 から に貸し付けるものです。14件目は、 から に貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-12から4-14において質疑を行います。

全員 ありません

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

4-15の案件につきましては、 の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 15件目は、 から に貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-15において質疑を行います。

全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください次に、整理番号4-16から4-17について案件について事務局より内容の説明を求めます。  
事務局 16件目は、 から に貸し付けるものです。  
17件目は、 から に貸し付けるものです。  
なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-16から4-17において質疑を行います。  
全員 ありません  
議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。  
4-18の案件につきましては、 の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。  
事務局 18件目は、 から に貸し付けるものです。  
なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-18において質疑を行います。  
全員 異議なし。  
議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください次に、整理番号4-19から4-22について案件について事務局より内容の説明を求めます。  
事務局 19件目は、 から に貸し付けるものです。  
20件目は、 から に貸し付けるものです。  
21件目は、 から に貸し付けるものです。  
22件目は、 から に貸し付けるものです。  
なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-19から4-22において質疑を行います。  
全員 ありません  
議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。  
4-23の案件につきましては、 の案件がありますので、農業

委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 23件目は、 から に貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-23において質疑を行います。

全員 異議なし。

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください次に、整理番号4-24から4-25について案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 24件目は、 から に貸し付けるものです。

25件目は、 から に貸し付けるものです。

12件目から25件目の案件につきましては、新規の案件となっております。なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました、利用権設定の4-24から4-25において質疑を行います。

全員 ありません

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条による許可申請について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回は2件の案件がありますが、1件目の案件よりご説明申し上げます。

1件目の案件ですが、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は となっております。借主については、

となっております。土地については、字サラキシ 番

となっております、転用面積については、19,079.05 m<sup>2</sup>となっております。

転用目的は砂利採取で、工期は平成24年7月1日より平成25年6月30日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

2件目の案件ですが、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は、 となっております。借主については、

となっております。土地については、字更岸 番 となつており、転用面積については、18,567.62㎡となっております。転用目的は砂利採取で工期は平成24年7月1日より平成25年6月30日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見として、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会いたします。

平成24年5月29日

署名委員

( 1 番) 満 保 豊 ⑩

( 2 番) 黒 川 益 毅 ⑩